

# 原料費調整制度に基づく 平成25年5月のガス料金について

平成25年3月28日  
北陸ガス株式会社

弊社は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年5月検針分に適用される従量料金単価の見直しを行いました。

その結果、別紙のとおり、平成25年4月検針分に比べて従量料金単価を、新潟地区は1㎡あたり2.33円(税込)、長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区は1㎡あたり2.21円(税込)、三条地区、栃尾地区は1㎡あたり2.15円(税込)、それぞれ引き上げさせていただくこととなりました。

標準的なご家庭(月間のガスご使用量が、新潟地区は42㎡、長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区は43㎡、三条地区、栃尾地区は45㎡の場合)では、平成25年4月適用料金と比べて1カ月あたり、新潟地区は97円、長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区は95円(税込)、三条地区、栃尾地区は97円(税込)の引き上げとなります。

今回のガス料金の調整は、平成24年12月～平成25年2月のLNGおよびプロパン平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格が、前期(平成24年11月～平成25年1月)より上がったことによるものです。

なお、平成25年5月検針分に適用する料金につきましては、当社の本社および支社等の店頭での掲示や、検針時に各戸にお届けする「ガス使用量のお知らせ(検針票)」等で、あらかじめお知らせいたします。

以上

<問い合わせ先>  
北陸ガス株式会社  
総合企画グループ 担当 斉藤  
TEL 025-245-2214

## 料金表（平成25年5月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・C・Dいずれかの料金表が適用されます）  
 平成25年4月に適用される従量料金単価と比較した場合、1m<sup>3</sup>あたり、新潟地区は2.33円（税込）、長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区は2.21円（税込）、三条地区、栃尾地区は2.15円（税込）の引き上げとなります。  
 なお、基準従量料金単価に対して、新潟地区では+4.39円（税込）、長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区では+4.17円（税込）、三条地区、栃尾地区では+4.06円（税込）調整して料金を算定いたします。  
 また、基本料金は変わりません。

①新潟地区（45メガジュール/m<sup>3</sup>） （税込）

	月間使用量区分	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）
料金表A	0m <sup>3</sup> ～18m <sup>3</sup> まで	546.00円	146.51円
料金表B	18m <sup>3</sup> 超～93m <sup>3</sup> まで	817.95円	131.88円
料金表C	93m <sup>3</sup> 超～325m <sup>3</sup> まで	972.30円	130.24円
料金表D	325m <sup>3</sup> 超～	3,133.20円	123.59円

②長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区（43メガジュール/m<sup>3</sup>） （税込）

	月間使用量区分	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）
料金表A	0m <sup>3</sup> ～19m <sup>3</sup> まで	546.00円	139.97円
料金表B	19m <sup>3</sup> 超～97m <sup>3</sup> まで	817.95円	125.99円
料金表C	97m <sup>3</sup> 超～340m <sup>3</sup> まで	972.30円	124.42円
料金表D	340m <sup>3</sup> 超～	3,133.20円	118.07円

③三条地区、栃尾地区（42メガジュール/m<sup>3</sup>） （税込）

	月間使用量区分	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）
料金表A	0m <sup>3</sup> ～19m <sup>3</sup> まで	546.00円	136.70円
料金表B	19m <sup>3</sup> 超～99m <sup>3</sup> まで	817.95円	123.05円
料金表C	99m <sup>3</sup> 超～348m <sup>3</sup> まで	972.30円	121.51円
料金表D	348m <sup>3</sup> 超～	3,133.20円	115.31円

【ガス料金の計算式】

1カ月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 従量料金単価  
 （上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

## 標準家庭における影響

### ①新潟地区（45メガジュール/m<sup>3</sup>の場合、税込）

ご使用量	平成25年5月料金	平成25年4月料金	増減額	増減率
42m <sup>3</sup>	6,356円	6,259円	+97円	+1.55%

### ②長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区（43メガジュール/m<sup>3</sup>の場合、税込）

ご使用量	平成25年5月料金	平成25年4月料金	増減額	増減率
43m <sup>3</sup>	6,235円	6,140円	+95円	+1.55%

### ③三条地区、栃尾地区（42メガジュール/m<sup>3</sup>の場合、税込）

ご使用量	平成25年5月料金	平成25年4月料金	増減額	増減率
45m <sup>3</sup>	6,355円	6,258円	+97円	+1.55%

※標準家庭のガスご使用量は、当社におけるご家庭1件・1カ月あたり平均（平成18年度～22年度の5年間平均）に基づいております。

## 平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年12月～ 平成25年2月原料価格	平成24年11月～ 平成25年1月原料価格	基準原料価格
LNG平均価格 (貿易統計値)	73,520円/t	68,400円/t	66,150円/t
プロパン平均価格 (貿易統計値)	89,560円/t	88,680円/t	68,020円/t
平均原料価格	43,850円/t	41,110円/t	38,700円/t

#### ■平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格 (平成24年12月～平成25年2月貿易統計値)} \times 0.5239 \\
 &\quad + \text{プロパン平均価格 (平成24年12月～平成25年2月貿易統計値)} \times 0.0595 \\
 &= 73,520\text{円/t} \times 0.5239 + 89,560\text{円/t} \times 0.0595 \\
 &= 43,845.948\text{円/t} \\
 &\quad \downarrow \text{(10円未満四捨五入)} \\
 &= 43,850\text{円/t}
 \end{aligned}$$

#### ■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 43,850\text{円/t} - 38,700\text{円/t} \\
 &= 5,150\text{円/t} \\
 &\quad \downarrow \text{(100円未満切捨て)} \\
 &= 5,100\text{円/t}
 \end{aligned}$$

■調整額(1 m<sup>3</sup>あたり)の算定

<新潟地区>

$$\begin{aligned}\text{調整額} &= \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.082\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 5,100\text{円} / 100\text{円} \times 0.082\text{円} \times 1.05 \\ &= 4.3911\text{円} / \text{m}^3 \\ &\quad \downarrow (\text{小数点第3位以下の端数は切り捨て}) \\ &= 4.39\text{円} / \text{m}^3\end{aligned}$$

※原料価格変動額100円につき従量料金単価を1 m<sup>3</sup>あたり0.0861円(0.082円に1.05(1+消費税率)を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、

- 基準従量料金単価に対し、1 m<sup>3</sup>あたり+4.39円(税込)調整します。
- 平成25年4月に適用される従量料金単価と比較した場合、1 m<sup>3</sup>あたり2.33円(税込)の引き上げとなります。

<長岡地区、越路地区、三島地区・与板地区>

$$\begin{aligned}\text{調整額} &= \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.078\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 5,100\text{円} / 100\text{円} \times 0.078\text{円} \times 1.05 \\ &= 4.1769\text{円} / \text{m}^3 \\ &\quad \downarrow (\text{小数点第3位以下の端数は切り捨て}) \\ &= 4.17\text{円} / \text{m}^3\end{aligned}$$

※原料価格変動額100円につき従量料金単価を1 m<sup>3</sup>あたり0.0819円(0.078円に1.05(1+消費税率)を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、

- 基準従量料金単価に対し、1 m<sup>3</sup>あたり+4.17円(税込)調整します。
- 平成25年4月に適用される従量料金単価と比較した場合、1 m<sup>3</sup>あたり2.21円(税込)の引き上げとなります。

<三条地区、栃尾地区>

$$\begin{aligned}\text{調整額} &= \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.076\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 5,100\text{円} / 100\text{円} \times 0.076\text{円} \times 1.05 \\ &= 4.0698\text{円} / \text{m}^3 \\ &\quad \downarrow (\text{小数点第3位以下の端数は切り捨て}) \\ &= 4.06\text{円} / \text{m}^3\end{aligned}$$

※原料価格変動額100円につき従量料金単価を1 m<sup>3</sup>あたり0.0798円(0.076円に1.05(1+消費税率)を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、

- 基準従量料金単価に対し、1 m<sup>3</sup>あたり+4.06円(税込)調整します。
- 平成25年4月に適用される従量料金単価と比較した場合、1 m<sup>3</sup>あたり2.15円(税込)の引き上げとなります。